

第3節 インフラ系の公共施設の現況

第1項 道路（認定）

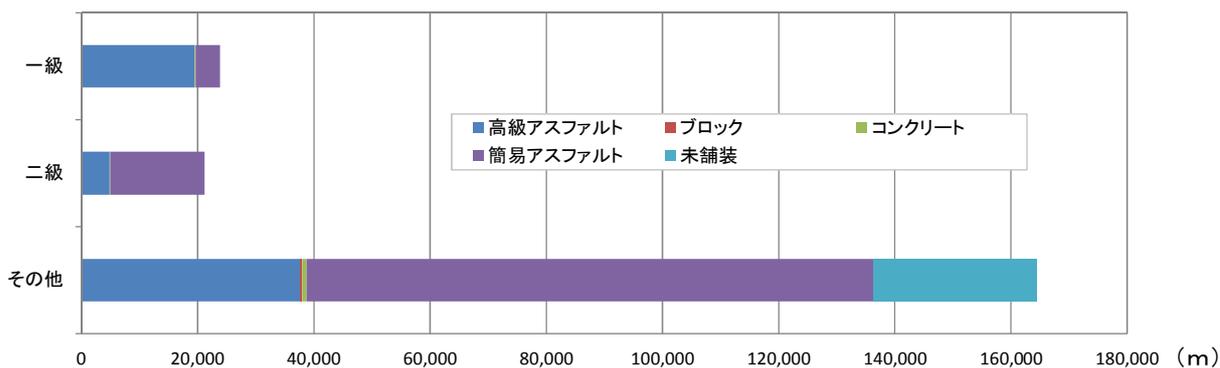
平成25年度末時点における道路総延長は約210km、道路総面積は約1,250,000㎡で、舗装率は94%に達しています。

東大和市第四次基本計画においては、施策のめざす姿として、「市民の生活スタイルに必要な移動手段の確保」、「誰もが安全で使いやすい道路の整備」を掲げており、都市計画道路や地域道路の整備、適正な道路の維持管理を推進しています。

下表の一級市道とは、地方生活圏および大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路を示し、二級市道は幹線一級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路を示し、その他道路は一級、二級市道に該当しないものを示しています。

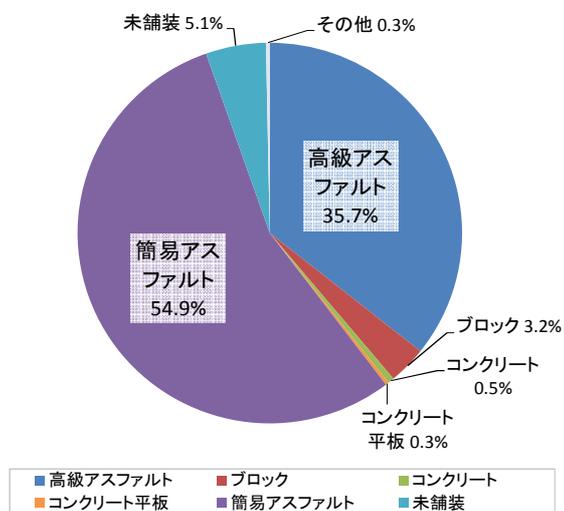
表 3-127 市道の状況（H25年度末時点）

路線種別	総延長(m)	総面積(㎡)	路面内訳				舗装率 (=舗装済面積/総面積)
			舗装済延長(m)	未舗装延長(m)	舗装済面積(㎡)	未舗装面積(㎡)	
一級	23,819.0	295,663.4	23,819.0	0.0	295,663.4	0.0	100.0%
二級	21,175.1	142,386.4	21,175.1	0.0	142,108.9	277.5	99.8%
その他	164,408.1	812,554.5	136,295.9	28,112.2	745,317.5	67,237.0	91.7%
合計	209,402.2	1,250,604.3	181,290.0	28,112.2	1,183,089.7	67,514.6	94.6%



(注) 未舗装には、砂利道、未舗装を含みます。

図 3-202 道路種別・舗装別延長



(注) 高級アスファルト舗装は主に大型車両の交通量が多い路線に使用され、舗装は厚くなっています。簡易アスファルト舗装は高級舗装より舗装が薄くなっています。

図 3-203 舗装別の状況(面積)

出典：認定道路台帳

第2項 道路（認定外：市道以外の市が管理する道路）

平成25年度末時点における道路総延長は約11km、道路総面積は約56,900㎡で、舗装率は約60%です。

表 3-128 道路(認定外)の状況 (H25年度末時点)

	路線数	総延長(m)	総面積(㎡)
全路線	321	11,421.7	56,883.9

表 3-129 舗装別の状況

高級アスファルト		簡易アスファルト		舗装済(不明)		砂利		不明	
総延長(m)	総面積(㎡)	総延長(m)	総面積(㎡)	総延長(m)	総面積(㎡)	総延長(m)	総面積(㎡)	総延長(m)	総面積(㎡)
3,545.6	19,320.1	1,364.6	6,376.4	1,835.7	9,706.0	140.1	110.8	4,535.8	21,370.6

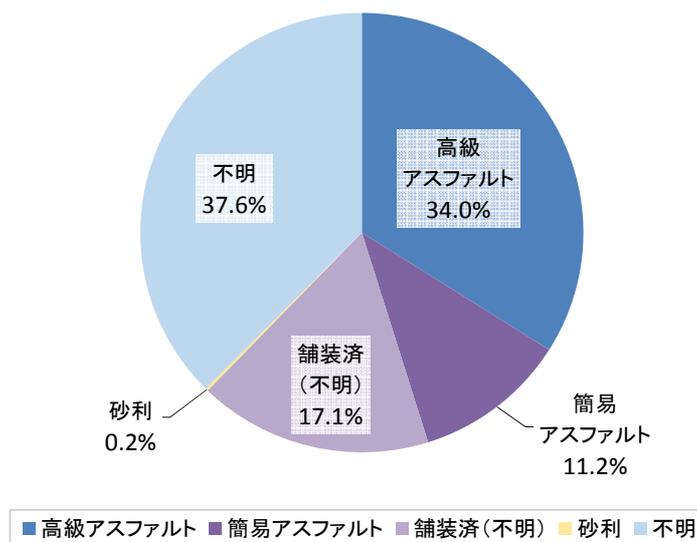


図 3-204 舗装別の状況(面積)

出典：認定外道路台帳

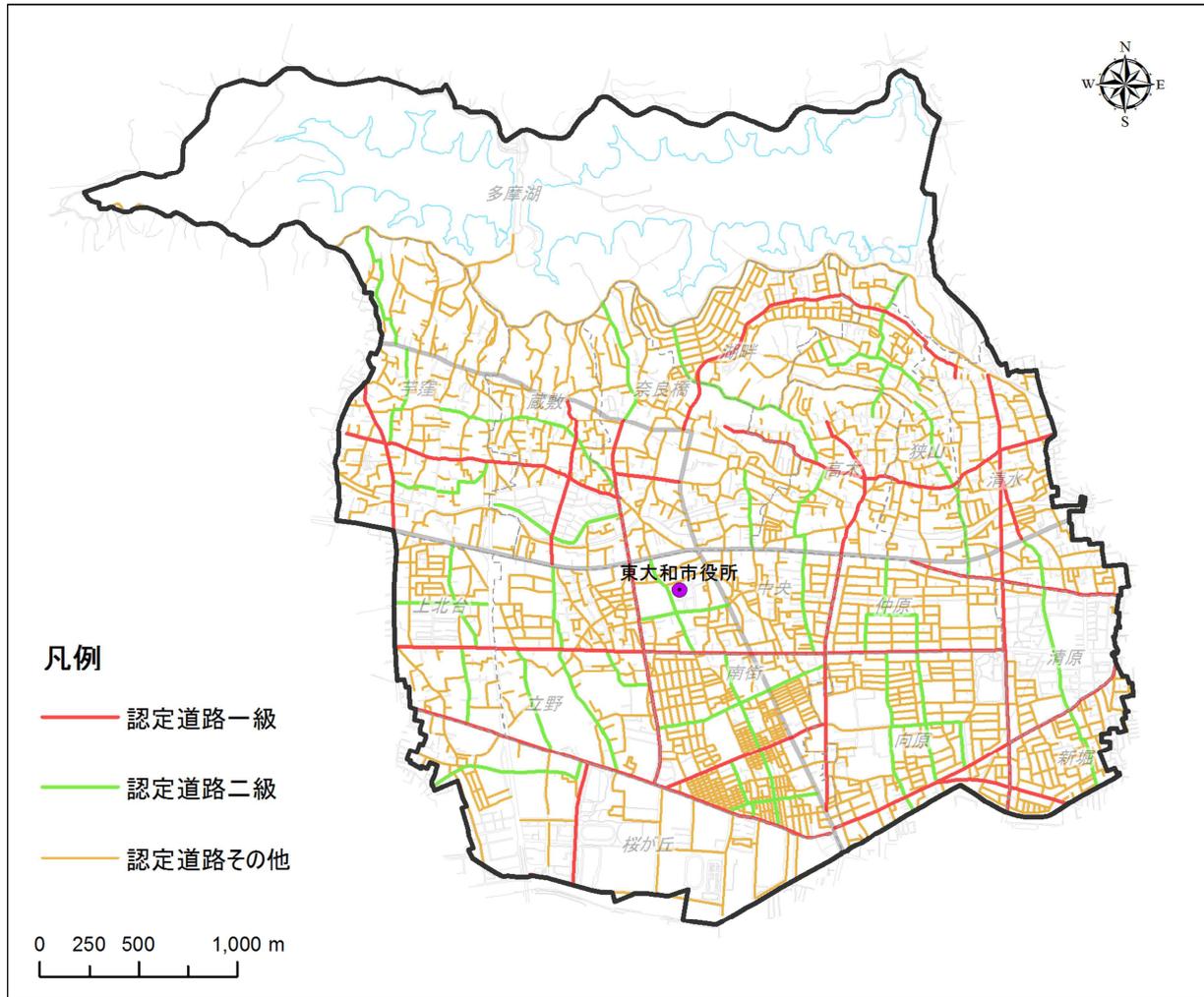


図 3-205 市道の状況

第3項 橋梁

本市が管理する橋梁は、総延長約 617m、総面積約 3,984 m²です（平成 25 年度末時点）。橋梁の架設は、高度経済成長期に建設のピークを迎え、近年でも少数ではありますが建設しています。全橋梁 55 橋のうち、平成 27（2015）年度時点で建設後 50 年を経過する橋梁は 12 橋（21.8%）ですが、20 年後の平成 47（2035）年度には 31 橋となり 56.4%を占めることになります。本市では大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るために、長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱（平成 19 年 4 月 2 日付 国道国防第 215 号 国道地環第 43 号）に基づき、東大和市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な点検や修繕により橋梁の長寿命化を図り、道路網の安全性や信頼性の確保に努めています。

また、橋梁型式は、コンクリート橋が 51 橋で全体の約 93%を占めています。

表 3-130 管理橋梁の諸元

橋梁形式の分布	橋梁数	延長(m)	面積(m ²)
コンクリート橋	51	595.5	3,726.5
鋼橋	1	10.6	165.4
不明	3	11.2	91.6
合計	55	617.3	3,983.5



図3-206 橋長 30.2mの大きな橋
（狭山 5 丁目「上砂一の橋」）



図 3-207 昭和 6 年に建設した古い橋
（清水 1 丁目「本村橋」）

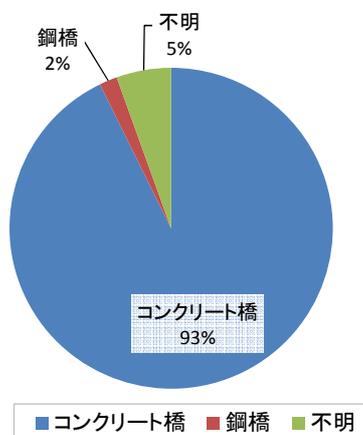


図 3-208 橋梁形式の分布

出典：橋梁台帳

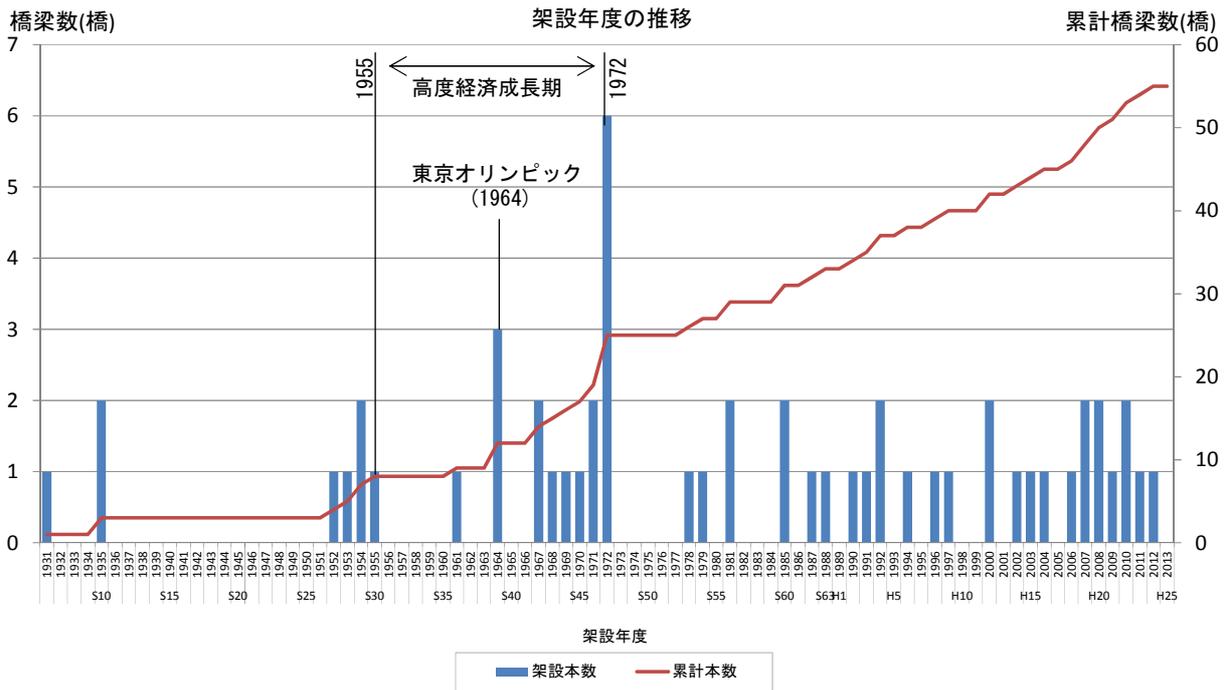


図 3-209 架設年の推移

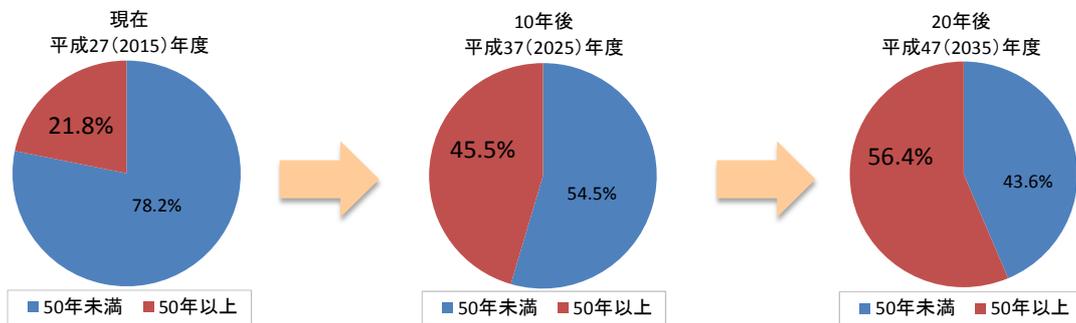


図 3-210 建設から50年を超える橋梁数(割合)の推移

出典：橋梁台帳



図 3-211 鉄筋が露出・腐食した橋
 (高木3丁目「宮前二の橋」)

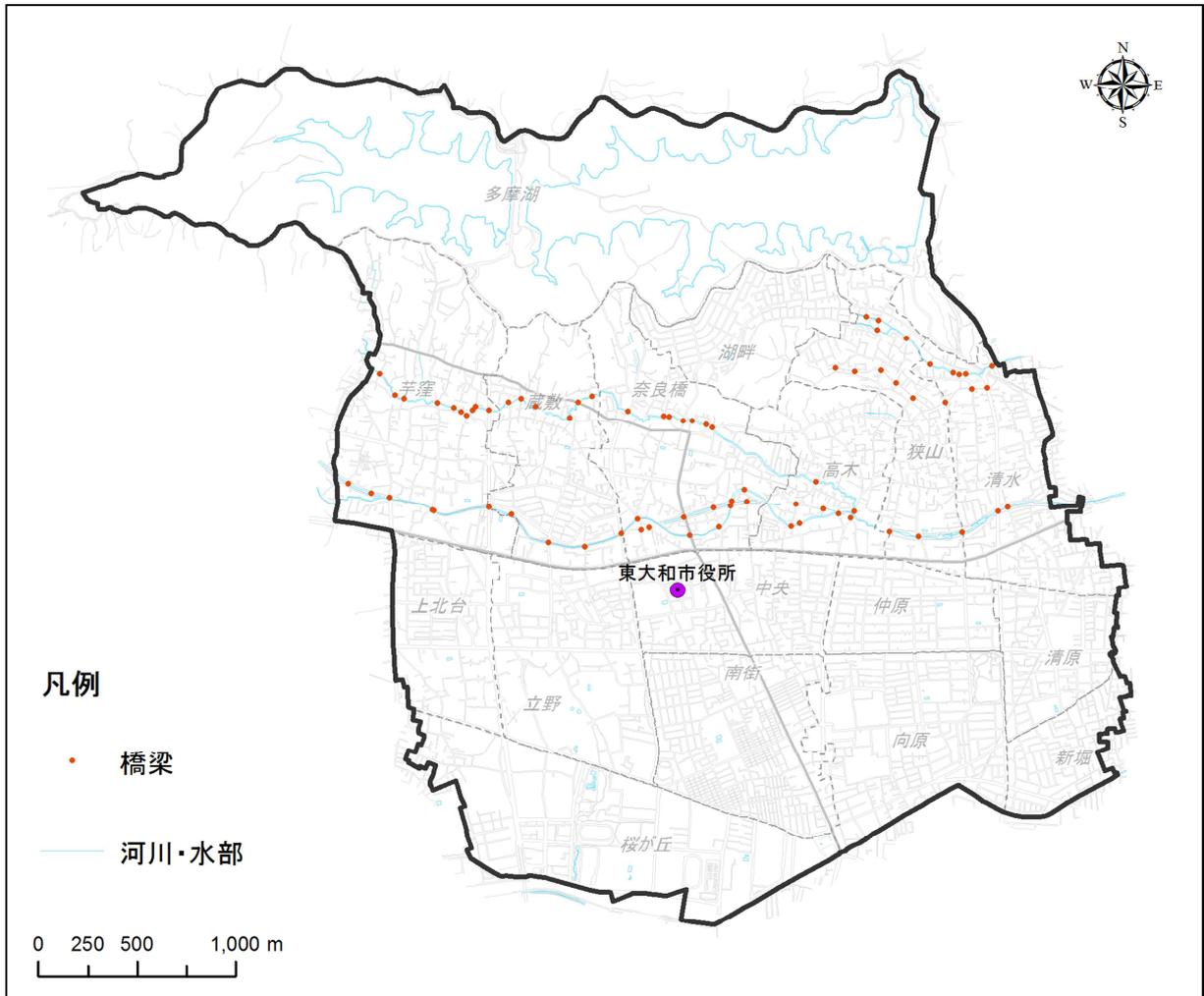


図 3-212 橋梁の位置

第4項 下水道

本市の下水道事業は、「荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道事業」として、昭和50年度に汚水排除を目的とした分流式下水道の整備を開始しました。昭和53年度以降は急速に整備を進め、平成25年度末時点の汚水管渠の総延長は約239kmに達し、下水道普及率は99.9%以上となり、汚水整備は完成の域に達しています。

管渠施設の標準的な耐用年数は布設後50年とされています。布設後30年を経過すると、老朽化等による道路陥没等事故の危険性が高まるとされています。平成27(2015)年度時点で布設後30年を経過する管渠は38.6%ですが、20年後の平成47(2035)年度には97.1%になります。

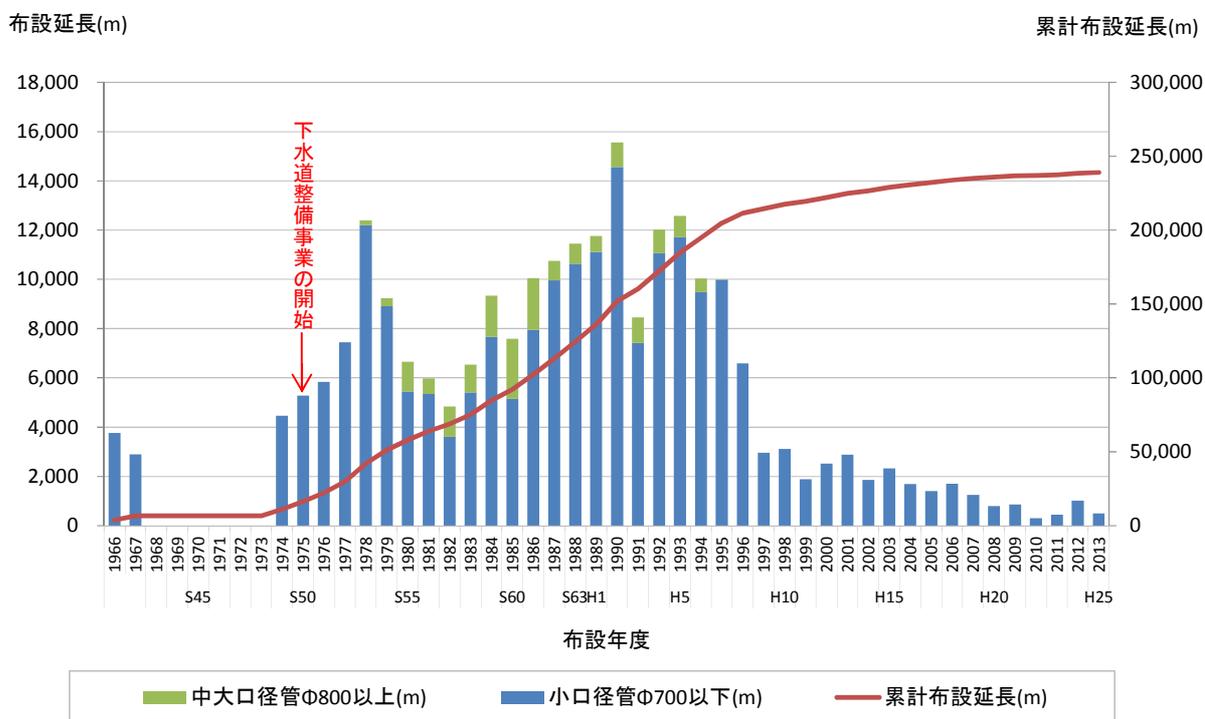


図 3-213 布設年別総延長距離

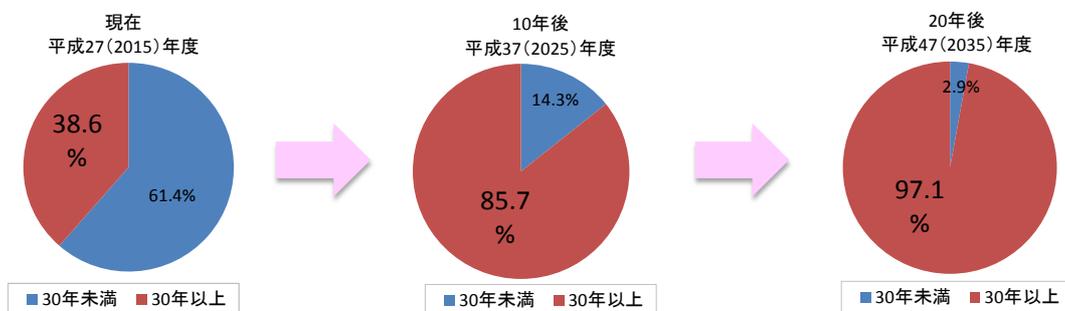


図 3-214 布設から30年を超える管渠延長の推移

出典: 処理区別管渠区間距離集計調査

管渠の管種別の状況では、ヒューム管²⁴が約77.7%、塩ビ管²⁵が約22.3%を占めています。ヒューム管はこれまで内面が硫化水素により腐食したことによる劣化問題が指摘されており、市では定期的な管路調査を実施し、管路の健全性を把握してきました。また、塩ビ管においては腐食することなく耐久性に優れているとされていますが、近年では供用30年を超えた塩ビ管において破損事故が報告されていることもあり、今後もそれらを含めた管路の健全性を定期的に把握していきます。

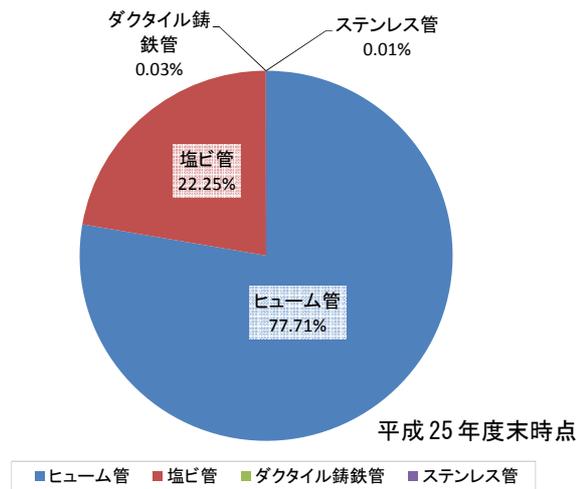


図 3-215 管材質の状況(区間距離)

出典：管材質別管渠区間距離集計調査



図 3-216 コンクリートが腐食し鉄筋が露出した管渠



図 3-217 破損した管渠



図 3-218 更生工法の採用による長寿命化



図 3-219 TVカメラによる点検・調査

(注) 図3-216～図3-219までは「下水道施設の資産マネジメントについて (H25.10 国土交通省 下水道部)」より抜粋

²⁴ コンクリートを型枠に入れて回転し締め固めた鉄筋コンクリート管。強度が大きく外圧にも内圧にも強い。

²⁵ 塩化ビニル樹脂と呼ばれる腐食に強い樹脂成分を主原料とし安定剤、顔料を加えて加熱した成形機に流し込んで製造される。

第5項 公園・子ども広場

(1) 都市公園

本市は都市公園法(昭和31年 法律第79号)に定める公園を94施設有しており、総面積は30.6haに及んでいます。最も古く開設した公園は末広公園で昭和44年度に開設しており、また、昭和53年度には集中して26公園を開設しました。

主な都市公園は、上仲原公園、東大和市立狭山緑地、中北台公園、芝中中央公園等がありますが、小規模な街区公園も多数整備しています。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設となっています。



図 3-220 上仲原公園



図 3-221 中北台公園

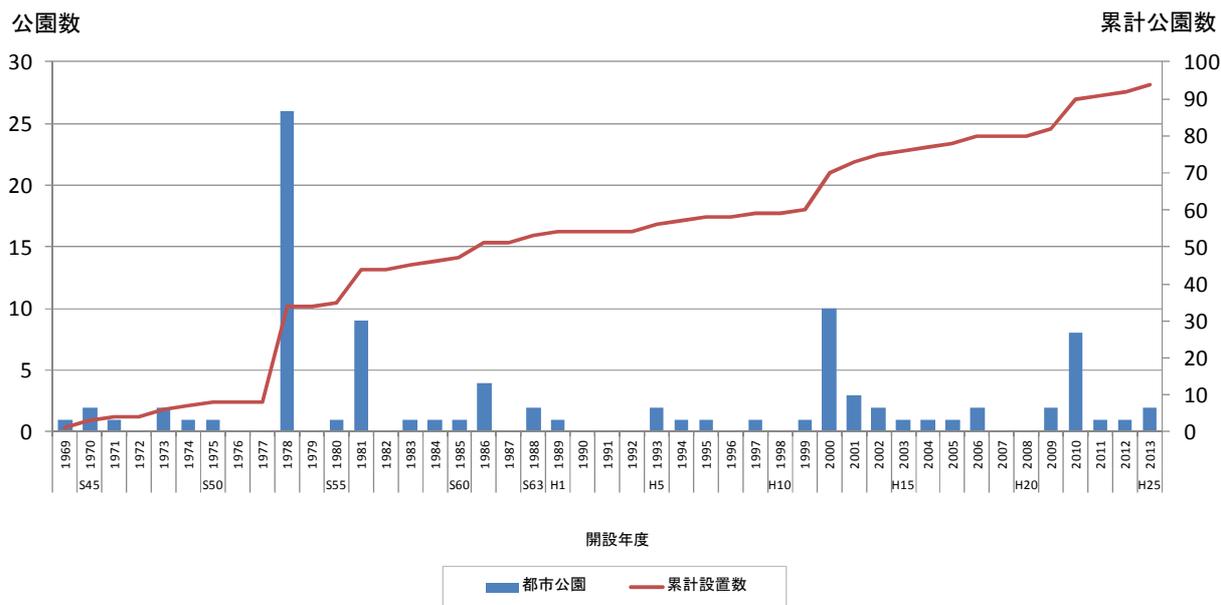


図 3-222 都市公園開設年の推移

出典：環境課資料

近年の都市公園においては、施設の老朽化等に伴う劣化や損傷が多くみられ、子どもをはじめ利用者の安全確保を最優先とすることが必要であり、このような施設についてはより厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められています。また、本市が所有する公園施設は下図のとおり、圧倒的に遊戯施設が多くを占めていることから、特に子どもに対する安全の確保が必要となっています。適切な維持管理の元、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を目指しています。

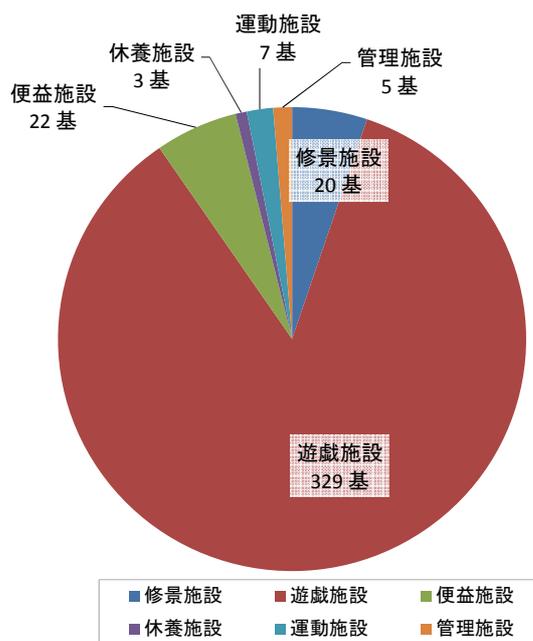


図 3-223 公園施設種類ごとの施設数



図 3-224 遊戯施設(すべり台)



図 3-225 管理施設(管理事務所)

表 3-131 対象施設の種別

公園施設種類	主な公園施設名
園路及び広場	園路・広場の舗装、階段、公園橋、デッキなど
遊景施設	植栽、芝生、花壇、生垣、日陰だな、噴水など
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓など
遊戯施設	遊具、徒歩池、魚釣場など
運動施設	野球場、陸上競技場、テニスコート、水泳プールなど
教養施設	植物園、動物園、野外劇場、記念碑、遺跡など
便益施設	売店、駐車場、便所、水飲場など
管理施設	門、さく、管理事務所、倉庫、護岸、擁壁、給・排水施設、電気設備、照明施設など
その他の施設	展望台、集会所、備蓄倉庫、災害応急対策施設など

出典：環境課資料

(2) 子ども広場

本市は子ども広場を18施設有しており、総面積は、2.4haに及んでいます。最も古い子ども広場は、昭和49年に開設された新堀子ども広場です。開設は昭和51年～昭和56年頃までに集中しており、現在に至っています。

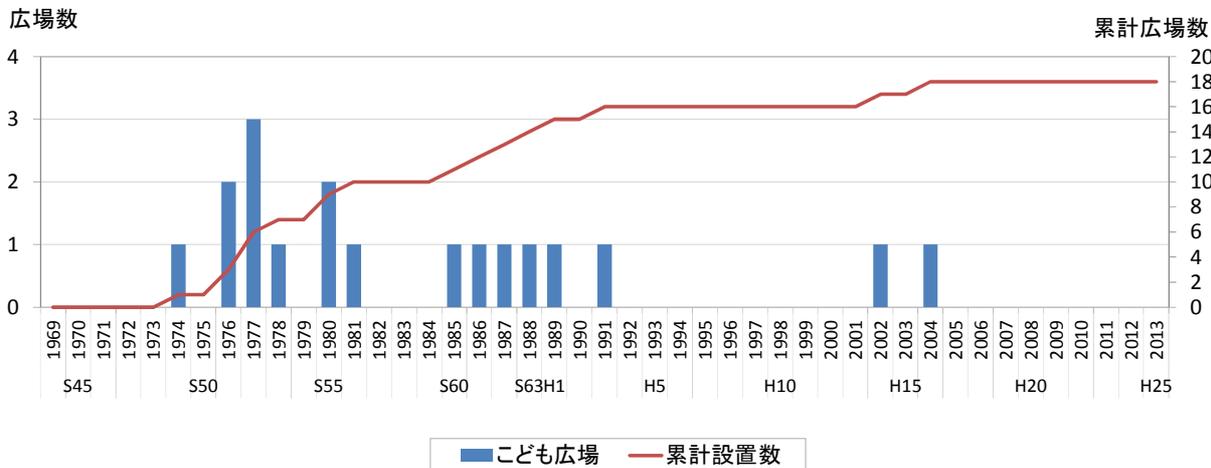


図 3-226 子ども広場開設年の推移

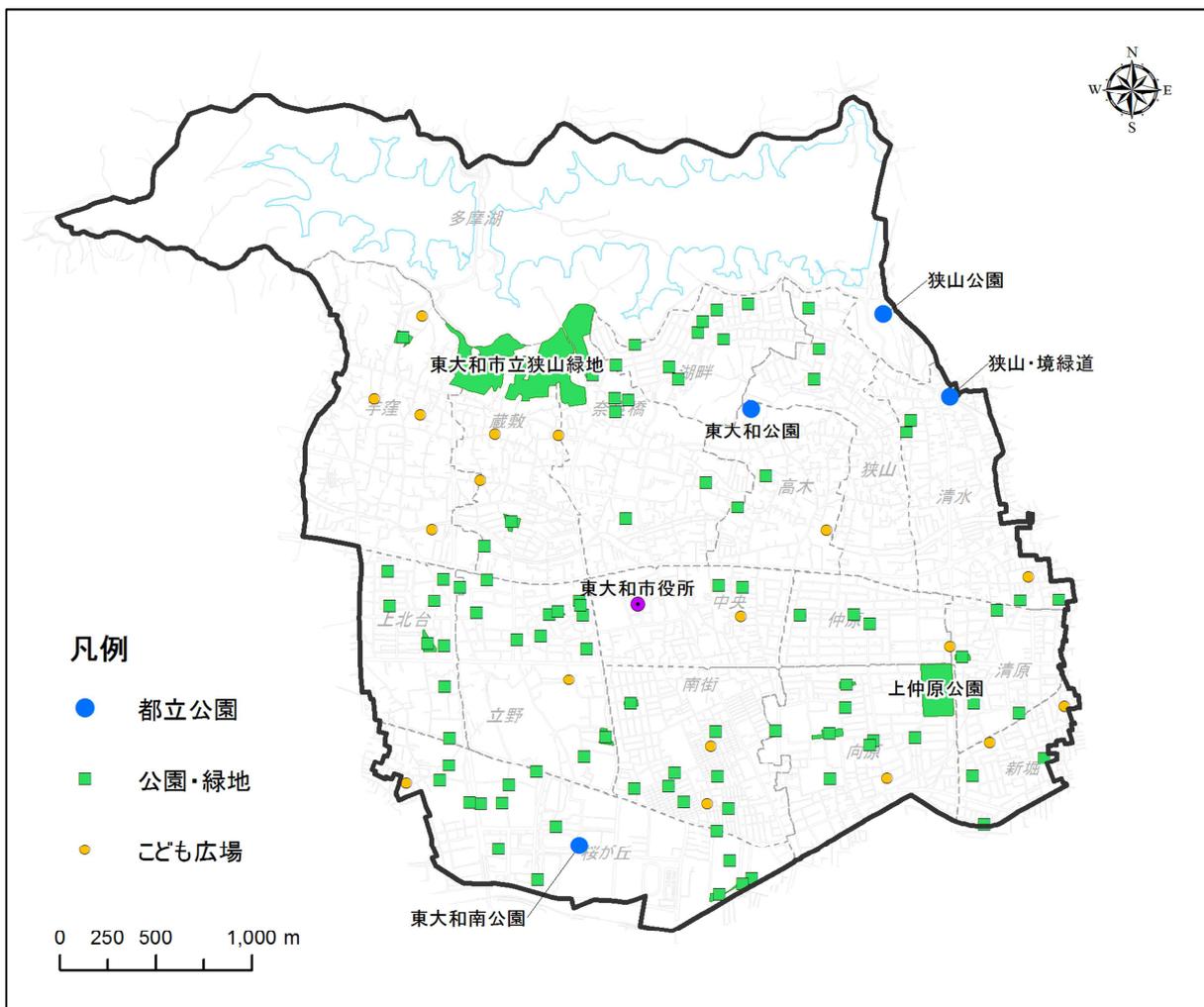


図 3-227 公園及び子ども広場の位置

出典：環境課資料

第4節 工作物

(1) 工作物の種類と管理の意義

工作物とは、地面に定着している人工的な構築物で、建物以外のものを指します。工作物には第3節 インフラ系の公共施設で扱った道路、橋梁、下水道、公園（遊具等）も含まれますが、それ以外にも図 3-228 に示すような施設が工作物に該当します。

これらの施設（工作物）についても、日常的な点検や清掃等の維持管理が必要です。また、長寿命化計画²⁶・大規模修繕及び更新の対象となるものも含まれます。



図 3-228 市内の工作物の事例

(2) 道路附属物（街路灯）

道路照明施設（街路灯）は5,891基を有しています。そのうち、ポール式の独立照明は950基、共架型照明は4,941基です。これらの現存する街路灯は近年に設置しました。

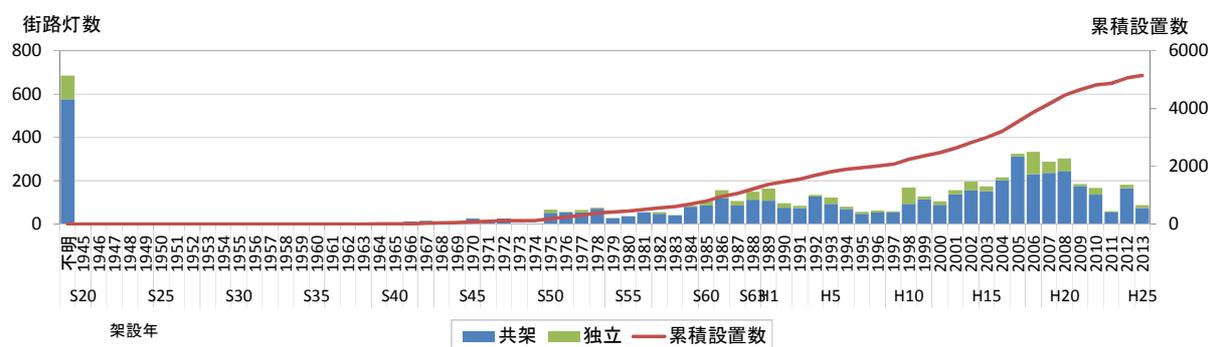


図 3-229 街路灯設置数の推移

出典：街路灯管理台帳

²⁶ 施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取組みを計画します。

第5節 土地の保有状況

地方公共団体が所有する財産を地方自治法(昭和22年 法律第67号)では公有財産といいます。このうち行政上の使用目的を持った公有財産を行政財産といい、行政財産以外の公有財産を普通財産といいます²⁷。

普通財産については行政財産とは異なり、貸付や処分(交換、売り払い、譲与)が可能です。東大和市公有財産規則では、普通財産の貸付や処分に関して詳細な手続きを定めています。

公共施設等の適切な管理を実現する観点からは、普通財産については改めて行政財産として積極的な活用を図ることはもとより、貸付や処分によって有効活用を図ることも期待されます。

本市における公有財産の土地は、平成25年度末時点において約525.6千㎡ですが、このうち普通財産は約3%程度の17.9千㎡を占めるにとどまっています。ただし、昭和45年度以降の普通財産の面積をみると、約10千㎡台で増減を繰り返しており、普通財産を適切に管理する必要性が長期にわたって継続している状況です。

(千㎡)

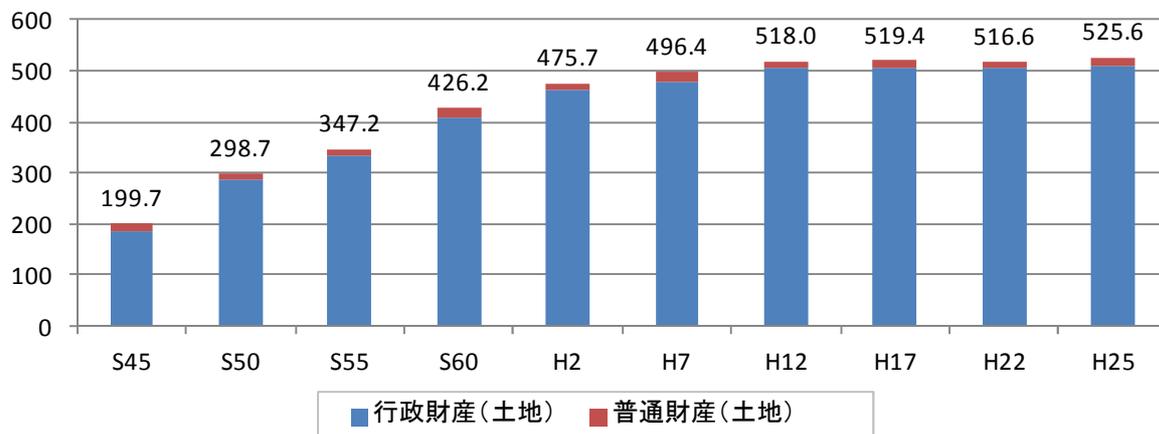


図 3-230 公有財産(土地)の面積推移

(千㎡)

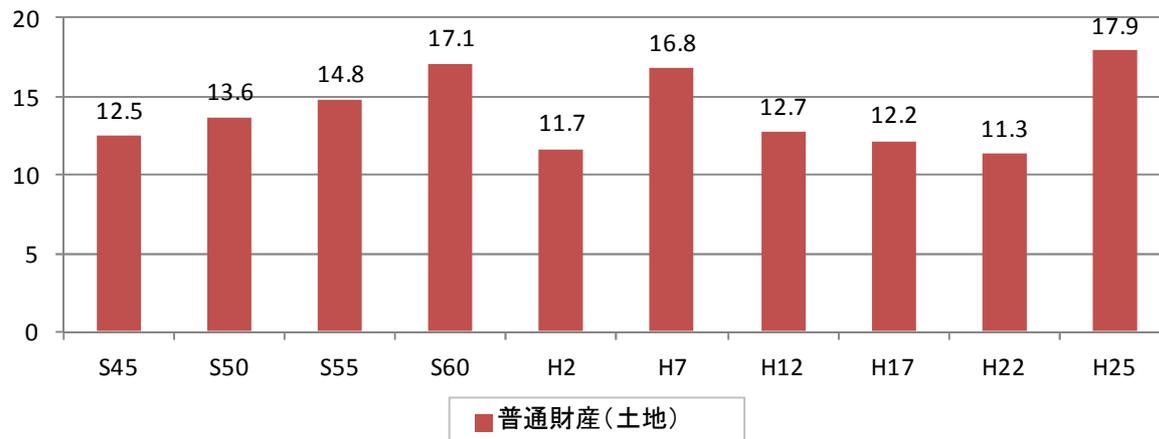


図 3-231 普通財産(土地)の面積推移

出典：財産に関する調査

²⁷ 地方自治法第238条第4項によると「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と定義されています。